

## 1年後に迫る軽減税率付きの消費税率の引き上げ



小方尚子

株式会社日本総合研究所  
調査部 マクロ経済研究センター 主任研究員

### 軽減税率の導入

10月に入り、来年の消費税率の引き上げまで1年を切りました。10%への税率引き上げを再々延期すべきとの声も根強くありますが、日本総研による経済見通しでは、所得環境の改善が続くため、消費税率を引き上げても、2014年の前回引き上げ後のように実質所得が落ち込むことは回避されると見込んでいます。このため、景気へのマイナス影響を懸念して再び延期される可能性は小さいとみています。

一方、今回は税率引き上げ前の駆け込み需要が早めに出始める可能性があります。通常、駆け込み需要は、引き上げの半年前から始まりますが、税率引き上げがこれまでの4月ではなく10月となるため、冬物衣料や暖房器具の前倒し購入が今秋から始まるとみられます。

また、今回の引き上げでは、軽減税率の導入が注目されます。これまでは、家賃、保険診療代など非課税のものを除けば一律の税率が課されていました。しかし、今回は、「酒類・外食を除く食品」と「新聞」は、8%に据え置くことが決まっています。

軽減税率の導入は、低所得者対策が目的です。消費税の負担額は、所得対比で見ると一般に低所得者ほど大きく、高所得者ほど小さくなります。このため、この逆進性を緩和するために生活必需品の税率を据え置く、とされました。

ちなみに、多くの欧州諸国では、消費税に相当する付加価値税に軽減税率を導入しており、その対象は多岐にわたっています。文化的な生活を確保するとして、書籍、新聞、映画、文化・スポーツイベント入場料などが含まれる例もありますし、国内産シエアの高いものを対象とするなど、産業保護の性格が強いものもあります。税制の基本となるべき「公平・中立・簡素」の原則から見ると問題の多い複雑な区分のある国もあります。

これに比べると、わが国の区分は比較的シンプルですが、それでも対象商品かどうか判断に迷う部分が残ります。このため、国税庁がかなり詳細な事例集を既に公表しています。

例えば、テイクアウト食品と外食の境目を見ると、パンやコンビニ弁当を買ってイトインコーナーを利用する場合は、「飲食設備での外食」とされ、軽減税率の対象外です。ファストフード店などで、テイクアウト用に軽減税率で購入したものを店内で食べると脱税になってしまいます。しかし、映画館の席で食べるポップコーンや新幹線の社内販売、ホテルの備え付け冷蔵庫の飲料は、軽減税率の対象です。

軽減税率は食品に付随するものにも適用されます。税抜き価格が1万円以下で食品の価額が全体の3分の2以上の場合であれば、食肉を包むトレー、ラップなどのほか、キャラメルのおまけのおもちゃや、ギフト商品で紅茶とセットになったカップ、送料込み食品の送料などもまとめて軽減税率の対象となります。ただし、単体で定価がある商品を食品と同じ箱に入れただけでは軽減税率の対象とはなりません。送料が対象となるのも、送料込みの価格設定しかない場合だけです。

食品に分類されないものにも注意が必要です。例えば、「のどあめ」や「栄養ドリンク」には「食品」と「医薬品・医薬部外品」がありますが、後者は対象外です。

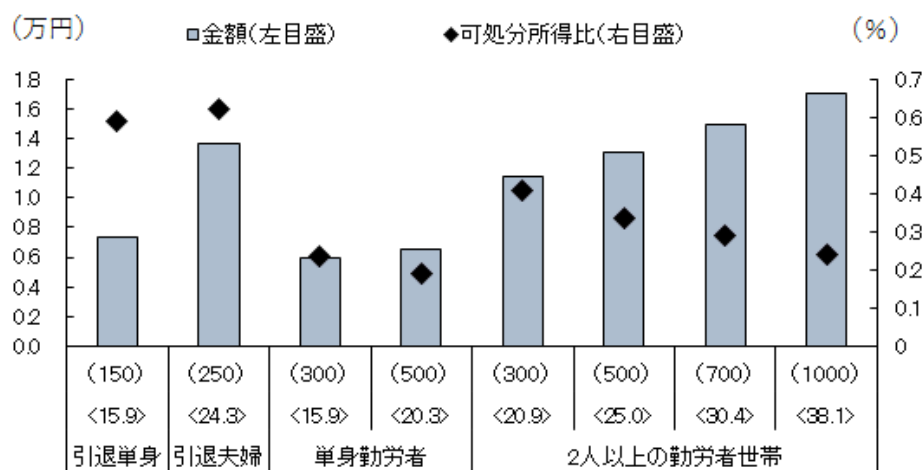
「新聞」にも条件があります。週2回以上発行される新聞を定期購読する場合は、スポーツ紙、業界紙、外国語新聞も含めて軽減税率の対象です。しかし、駅の売店で買う新聞や電子版の新聞は対象外です。

## 逆進性の緩和効果が一部所得に比例しない部分も

このように、軽減税率の導入直後には、戸惑う場面も出てきそうです。では肝心の逆進性は軽減税率の引き上げでどの程度緩和されるのでしょうか。

これを確認するために、軽減税率導入による負担軽減額を世帯タイプ別に試算してみました【図表】。

【図表】軽減税率導入に伴う負担軽減額（年額）



資料出所：総務省「家計調査」(2015年～2017年平均額)から日本総合研究所試算

- 【注】 1. ( )内は年収。<>内は、引き上げ後の年間消費税負担額。単位万円。  
 2. 「引退単身」は、60歳以上の無職。  
 3. 「引退夫婦」は、夫が無職で65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯。

これを見ると、まず金額では、高所得層ほど負担軽減額が大きく、引退世帯と現役世帯では、ライフスタイルの違いから引退世帯で負担軽減効果が大きくなっているといえます。

具体的にみると、年間の負担軽減額は、年収300万円の2人以上の勤労者世帯では1万1500円、年収1000万円では1万7000円となります。また、引退夫婦世帯では1万3600円です。引退夫婦世帯は、年収300万円の勤労者世帯よりも所得が低いものの、単価の高い食品購入が多いため、それだけ負担軽減額が大きくなります。

一人暮らしの世帯を見ても、引退者の負担軽減額は7400円と、年収300万円の勤労者の5900円を上回っています。引退者の場合は、酒類・外食への支出が少なく、軽減税率の対象となる食料支出が多いという特徴があるため、負担軽減額も大きくなります。

一方、可処分所得比で見ると、基本的には所得の低い世帯ほど負担軽減比率が高くなっており、逆進性が緩和されています。実際、引退夫婦世帯が0.62%、引退単身世帯が0.59%、2人以上の年収300万円の勤労者世帯が0.41%と高い水準です。そして所得水準が高まるにつれ、可処分所得比は低下し、年収1000万円では0.24%となります。

もともと、一部、所得水準と比例しない面も見られます。例えば、外食に頼る傾向の強い単身勤労者世帯では、年収300万円でも0.24%にとどまります。

具体的な商品を思い浮かべてみても、逆進性の緩和という点では違和感を覚える点は少なくありません。食品であれば、高級ステーキ肉や贈答用果物のような贅沢な商品も軽減税率の対象となります。一方、単身の社会人1年生が夕食を牛丼店で済ませると10%の標準税率となります。

さらに、軽減税率の導入で不足する税収をどうやって補うかも問題です。軽減税率導入に伴い1兆円に上る税収が減ることになります。この財源の確保について、4000億円分は、低所得世帯の医療費や介護の自己負担に上限を設ける総合合算制度の導入を見送ることで捻出する方針が既に表明されています。残り6000億円の財源については、年末に公表される2019年度税制大綱で方針が明らかになるとみられますが、同様の低所得者に対する社会保障費の削減が行われれば、本末転倒という結果になります。

分かりにくく、逆進性対策としてはあまり有効でない軽減税率の導入については、もう一度議論を深めていく必要があるでしょう。

## Profile

小方尚子 おがた なおこ

株式会社日本総合研究所 調査部 マクロ経済研究センター 主任研究員

東京大学教養学部教養学科卒業。三井銀行（現三井住友銀行）入行と同時に三井銀総合研究所（現日本総合研究所）へ出向。2005年、法政大学大学院修士課程修了。アジア経済、米国経済の調査部分析を担当した後、現在は、個人消費、雇用、賃金、物価など家計部門を中心とする国内マクロ経済分析に従事。